

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第517回）

資料No.	資 料 名	ページ
-------	-------	-----

No. 1	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止について・・・	1
-------	-----------------------------------	---

奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の廃止について

1 昭和 61 年 旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換方針

- ・中央最低賃金審議会昭和 61 年答申において、旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換の方針が示され、転換されない旧産業別最低賃金は昭和 64 年度以降凍結し、地域別最低賃金の金額水準を下回った場合に廃止諮問を行うこととされた。

昭和 61 年度～64 年度（平成元年度）

旧産業別最低賃金 ⇒ 新産業別最低賃金

↓ （転換）

（順次廃止）

2 昭和 64（平成元）年度 奈良県における旧産業別最低賃金の設定状況

- ・昭和 64（平成元）年度当時に存在していた旧産業別最低賃金は、以下の 8 つ
 - ① ねん糸・織物・レース・繊維雑品製造業
 - ② プラスチック製品製造業
 - ③ 食料品・飲料・飼料製造業
 - ④ 新聞・出版・印刷業
 - ⑤ 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業
 - ⑥ 卸売・小売業
 - ⑦ 窯業・土石製品製造業
 - ⑧ 木材・木製品・家具・装備品製造業

3 奈良県における旧産業別最低賃金の転換状況

- ・転換（新設）の申出要件（基幹労働者の 3 分の 1 以上に適用される労働協約等）を満たした以下の 3 産業について新産業別最低賃金を新設
 - （1）昭和 63 年度 「電気機械器具製造業」
 - （2）平成元年度 「一般機械器具製造業」
 - （3）平成元年度 「自動車小売業」

4 奈良県における旧産業別最低賃金の廃止状況

- ・凍結された旧産別最賃については、奈良県最低賃金を下回った段階で以下のとおり順次廃止
 - ・平成 2 年度 ① ねん糸・織物・レース・繊維雑品製造業 （日額 3,945 円、時間額 494 円）
 - ・平成 3 年度 ② プラスチック製品製造業 （日額 4,140 円、時間額 518 円）
 - ③ 食料品・飲料・飼料製造業 （日額 4,144 円、時間額 518 円）
 - ④ 新聞・出版・印刷業 （日額 4,144 円、時間額 518 円）
 - ⑤ 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業 （日額 4,152 円、時間額 519 円）
 - ⑥ 卸売・小売業 （日額 4,208 円、時間額 526 円）
 - ・平成 4 年度 ⑦ 窯業・土石製品製造業 （日額 4,341 円、時間額 543 円）

5 旧産業別最低賃金「木材・木製品・家具・装備品製造業」の状況

- ・H1.1.25の改定以後 中賃昭和61年答申に従い凍結

凍結時の金額は、【熟練労働者】 日額 6,527 円、時間額 816 円

【一般労働者】 日額 4,148 円、時間額 519 円

- ・平成14年 地域最低賃金における日額の廃止（奈良県最低賃金 時間額 647 円）

- ・令和元年 奈良県最低賃金が時間額 837 円に改定されたことにより、時間額がようやく下回る。

一方、日額においては「6,527 円<6,696 円（837 円×8hr）」と1日8時間換算では下回るものの、実際には1日の労働時間が7時間や7.5時間の労働者が存在するため、必ずしも『地域別最低賃金の金額水準を下回った』とは認められず、廃止されないまま現在に至る。

- ・令和7年現在、全国で廃止されずに残存している旧産業別最低賃金は以下の2つのみ

「全国非金属鉱業最低賃金」

「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」

6 今年度、廃止諮問を行うこととした理由

- ・奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金の「時間額 816 円」は、令和元年度の奈良県最低賃金の改定以降、奈良県最低賃金の金額水準を下回るものとなっている。

- ・【熟練労働者】の日額 6,527 円は、令和7年11月16日に改定発効する奈良県最低賃金「時間額 1,051 円」で換算すると、約 6.21 時間分（6,527 円÷1,051 円）に相当する。この 6.21 時間は、法定労働時間1週40時間、法定休日週1日で計算した1日当たりの労働時間 6.67 時間（40 時間÷6 日）をも下回っている。これは、法定労働時間で就労する労働者については、当該最低賃金の日額ではなく、奈良県最低賃金の時間額の適用を受けることを示している。

- ・令和7年度に実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果、木材・木製品・家具・装備品製造業において日額で賃金が支払われる労働者（【熟練】【一般】）のうち、1日の所定労働時間が最も短い労働者は7時間であり、実態として「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」の日額の適用を受けている労働者は存在しないと考えられる。

※「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」の適用事業場数：364 事業所

調査の対象事業場数：359 事業所、回答事業場数 167 事業所（回答率 46.5%）

◎以上により、令和7年度現在において、「奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金」は、『地域別最低賃金の金額水準を下回った』と判断することができ、また当該最低賃金の廃止の影響を受ける労働者も存在しないと考えられるため、最低賃金法第17条に基づき、労働局長の職権による廃止決定を行うべく、諮問を行うこととしたものである。

7 廃止までのスケジュール（予定）

- ・令和7年10月15日 第5回本審 局長から廃止を諮問
- ・令和7年10月20日～11月10日 関係労使の意見聴取の公示
- ・令和8年3月頃 第6回本審 関係労使の意見聴取（申出があれば）

審議を経て答申

- ・「廃止」答申後、15日間異議申出の公示

- ・（異議申出がない場合）官報公示の手続きを経て、廃止決定の効力発生

（異議申出があった場合）令和8年度第1回本審で異議申出にかかる審議後、「廃止」答申であれば官報公示手続きを経て、廃止決定の効力発生